

官報

昭和四十年二月十二日

第四十八回 衆議院會議録 第七号

昭和四十年二月十二日(金曜日)

議事日程 第五号

昭和四十年二月十二日

午後二時開議

- 第一 特別委員会設置の件
- 第二 裁判官訴追委員の予備員辞職の件
- 第三 裁判官訴追委員の予備員の選挙
- 第四 国土総合開発審議会委員の選挙
- 第五 東北開発審議会委員の選挙
- 第六 九州地方開発審議会委員の選挙
- 第七 北陸地方開発審議会委員の選挙
- 第八 豪雪地帯対策審議会委員の選挙
- 第九 離島振興対策審議会委員の選挙
- 第十 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙
- 第十一 首都圏整備審議会委員の選挙
- 第十二 湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙
- 第十三 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙
- 第十四 運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
- 第十五 昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十六 昭和三十九年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

一 國務大臣の演説(農業基本法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度農業施策について)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 特別委員会設置の件
日程第二 裁判官訴追委員の予備員辞職の件
日程第三 裁判官訴追委員の予備員の選挙
日程第四 国土総合開発審議会委員の選挙
日程第五 東北開発審議会委員の選挙
日程第六 九州地方開発審議会委員の選挙
日程第七 北陸地方開発審議会委員の選挙
日程第八 豪雪地帯対策審議会委員の選挙
日程第九 離島振興対策審議会委員の選挙
日程第十 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙
日程第十一 首都圏整備審議会委員の選挙
日程第十二 湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙
日程第十三 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙
日程第十四 運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日程第十五 昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第十六 昭和三十九年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

午後二時六分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

日程第一 特別委員会設置の件

○議長(船田中君) 日程第一、特別委員会設置の件につきおはかりいたします。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案等関連法律案を審査するため委員三十人よりなる国際労働条約第八十七号等特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

ただいま議決せられました特別委員会の委員は追って指名いたします。

日程第二 裁判官訴追委員の予備員辞職の件

○議長(船田中君) 日程第二につきおはかりいたします。

裁判官訴追委員の予備員加藤清二君から予備員を辞職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第三 裁判官訴追委員の予備員の選挙

○議長(船田中君) 日程第三、裁判官訴追委員の予備員の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 裁判官訴追委員の予備員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を行なう順序については議長において定められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴追委員の予備員に田口誠治君を指名いたします。

なお、その職務を行なう順序は第三順位といたします。

日程第四 国土総合開発審議会委員の選挙

日程第五 東北開発審議会委員の選挙

日程第六 九州地方開発審議会委員の選挙

日程第七 北陸地方開発審議会委員の選挙

日程第八 豪雪地帯対策審議会委員の選挙

日程第九 離島振興対策審議会委員の選挙

日程第十 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙

日程第十一 首都圏整備審議会委員の選挙

日程第十二 湿田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

日程第十三 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙

○議長(船田中君) 日程第四ないし第十三に掲げました各種委員の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、国土総合開発審議会委員に田村元君を指名いたします。

次に、東北開発審議会委員に志賀健次郎君を指名いたします。

次に、九州地方開発審議会委員に相川勝六君を指名いたします。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 ただいま議題となりました昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和三十九年度の米穀の集荷に資するため、生産者が同年産の米穀を、事前売り渡し申し込み制度に基づいて政府に対して売り渡した場合、同年分の所得税について、その売り渡し時期の区分に応じ、玄米換算百五十キログラム当たり、すなわち一石当たり千七百円ないし千八百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

本案は、さきに参議院を通過して本院に送付されたものであります。参議院におきましては、本案の題名を、「昭和三十九年度米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案」と改めた上、農業生産法人の法人税についても、この臨時特例措置を適用することとする旨の修正が行なわれました。

本案につきましては、提案理由の説明並びに参議院における修正趣旨の説明を聴取した後、審議の結果、去る十日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって参議院送付案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十六 昭和三十九年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

昭和四十年二月十二日 衆議院会議録第七号

○議長(船田中君) 日程第十六、昭和三十九年度衆議院予備金支出の件を議題といたします。

報告書

一、昭和三十九年度衆議院予備金支出の件右件につき本院の承諾を求めるため報告する。

昭和四十年二月十二日

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員 坪川 信三

昭和三十八年度国会所管(組織) 衆議院

(項) 衆議院予備金第四十六回国会において支出承諾済額

合 計 七〇〇,〇〇〇

予 算 額 七〇〇,〇〇〇

差引 予 算 残 額 〇

昭和三十九年度国会所管(組織) 衆議院

(項) 衆議院予備金 5 弔 慰 金

予 算 額 七〇〇,〇〇〇

差引 予 算 残 額 〇

理由及び内訳

昭和三十九年度衆議院予備金支出

昭和三十八年十二月二十日以降同三十九年十二月二十日までの間に衆議院予備金から支出した金額は左のとおりである。

支 出 総 額 七、〇〇〇,〇〇〇円

昭和三十八年度 七、〇〇〇,〇〇〇円

昭和三十九年度 〇円

内 訳 七、〇〇〇,〇〇〇円

在職中死亡した議員の遺族に対し弔慰金の支給を要するため

故議員堤康次郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

故議員大野伴睦君分 三、二〇〇,〇〇〇円

故議員寺島隆太郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

故議員山村新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

放議員山崎新治郎君分 三、二〇〇,〇〇〇円

○議長(船田中君) 議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事小平久雄君。

〔小平久雄君登壇〕

○小平久雄君 ただいま議題に供せられました昭和三十九年度衆議院予備金支出の件について御報告申し上げます。

今回御承諾をお願いいたしますのは、昭和三十八年十二月二十日から昭和三十九年十二月二十日までの間に本院で支出した予備金七百万円であり、その所属年度は全額昭和三十九年度分でありまして、使途は、すべて在職中なくなった議員の遺族に贈った弔慰金であります。

これらの支出については、そのつど議院運営委員会の承認を経たものでありますから、御承諾くださいますようお願いいたします。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本件は承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、承諾を与えるに決しました。

国務大臣の演説(農業基本法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度農業施策について)

○議長(船田中君) 赤城農林大臣から、農業基本法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度農業施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣赤城宗徳君。

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 先般国会に提出いたしました昭和三十九年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十年度において講じようとする農業施策について、その概要を御説明いたします。申すまでもなく、これらの報告及び文書は、農業基本法に基づいて政府が国会に提出したものであります。昭和三十九年度農業の動向に関する年次

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度農業施策についての演説、赤城農林大臣の農業基本法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度農業施策についての演説

報告について申し上げます。

この年次報告は、「第一部 農業の動向」と、「第二部 農業に關して講じた施策」に分かれております。

「第一部 農業の動向」におきましては、農業基本法の趣旨に沿ひ、他産業と比較した農業の生産性及び他産業従事者と比較した農業従事者の生活水準の動向に焦点を置き、これに關連する農業の動向を、三十八年度を中心として、できる限り最近に及んで明らかにいたしてまいります。

その概要を申し上げます。

農業生産は、三十八年には、氣象災害などもあつて、前年に比べ二%ほど減少いたしました。が、三十九年には、前年に比べ相当増加したものと認められます。

農業の生産性及び農業従事者の生活水準につきましては、まず、就業者一人当たりの実質国民所得で農業と非農業の生産性を比較いたしますと、三十八年度には農業は非農業の二九%であり、前年度と同程度であります。なお、專業的農家と思われる経営耕地一町五反以上の農家を取り上げて農業の非農業に対する比較生産性を見ますと、おおむね四〇ないし五〇%と、やや高い水準になっております。

次に、世帯員一人当たりの家計費で農家と勤労者世帯の生活水準を比較いたしますと、農家は全国の勤労者世帯の七七%となつており、前年度に比べて、数字としてはごくわずかに改善されておりますが、おおむね横ばいと申してよからうと存じます。なお、專業的農家の所得及び家計費の水準について、生活環境の類似した地方小都市や町村在住の勤労者世帯と比較いたしますと、世帯員一人当たりにはいたしまして、経営耕地一町五反以上層ではおおむね九割に相当いたしております。

三十八年度において、農業と非農業との生産性の格差がほぼ現状を維持いたしました背景としては、農業労働力の減少が五%に及んだというように、従前にも増して激しかったことや、農産物価格の上昇が他物価に比べて大きかったことによる面が大きいものと考えられます。したがって、格

差は正が本格化したとはまだ言いがたい状況であります。さらに、農家生活の向上は、兼業所得の増加に負うところが大きく、三十八年度には、農家所得の中で農外所得の占める比率は五・一%に達してあります。

農業に専念する上層農家では、引き続き経営改善が行なわれ、生産性も生活水準もかなり高くなつております。農家経済調査によれば、農業所得の高い農家が年々着実に増加を続けております。しかし、他方、農業経営の発展を困難としてゐる種々の事情が見られることも事実であります。農業労働力の減少に加えて、生産性の低い第二種兼業農家が総農家数の四二%を占めること、冬作の作付面積が相当減少していることなど、今後の農業生産が順当に行なわれることについては、必ずしも樂觀を許さないものがあると考えられます。

さらに、わが国農業をめぐる國際情勢を見ますと、開放経済体制への移行に伴つて、今後農産物の輸入数量制限の撤廃、輸入ワクの増大、關稅の引き下げ、國際商品協定の締結等の國際的要請が漸次強まるものと思われまゝ。

したがって、今後、國民食糧の安定的な供給及び農業と他産業との格差の是正をはかり、わが国農業の國際競争力を強化いたしますために、農業生産の増大と生産性の向上をはかるとともに、零細経営を特徴とするわが國農業構造の改善を進めることを根幹として農業の近代化を一そう強力に推進しなければならぬと考えるのであります。なかんずく、生産性が高く、農業で自立できる農家を農村の中核としてできる限り数多く育成するよう、農業経営の改善拡大を積極的に進めるための諸条件を整えるとともに、兼業農家を含めて農業の協業化を助長し、生産性の向上と生産の維持増強をはかる必要があると存じます。

以上が第一部の概要であります。次に、「第二部 農業に關して講じた施策」について申し上げます。

これは、第一部と同様、三十八年度を中心として、できる限り最近に及んで、政府が農業に關して講じた施策を、農業基本法第二条に掲げる施策の全般にわたって、農業の動向との關連及び施策の実績等にも言及して記述したものであります。

次に、「昭和四十年年度において講じようとする農業施策」について、その概要を申し上げます。

この文書は、年次報告にかかる農業の動向を考慮して、四十年年度において政府が講じようとする農業施策を明らかにしたものであります。最近における農業の動向は、ただいま御説明したとおりであります。このような動向に對処いたしまして農業の近代化を促進することは、わが國經濟の均衡のとれた発展をはかる上できつめて重要な課題であります。政府といたしましては、農業基本法の定める施策を着実に具体化すること、を基本的な態度として農業施策を講ずることといたしております。

四十年年度において講じようとする農業施策の重点といたしまして、まず第一は、農業生産基盤の整備と農業技術の開発改良及び普及により、農業の生産性の向上と総生産の維持増大をはかることとあります。

労働力の減少に對処し、機械化の推進などにより農業生産の基礎を固めるため、圃場整備、農道整備、灌漑かんがい排水施設の整備の諸事業を強力に推進することといたしてまいります。特に農道の整備につきましては、従来から実施している事業を拡充実施するほか、新たに地域の農業振興をはかり、あわせて農村環境の整備に資する観点から、農林漁業用揮発油稅財源の身がわり事業として、農業用道路の整備を大規模に推進することといたしてまいります。また、農業生産の選択的拡大と農業経営規模の拡大に資するよう、開拓、干拓、草地改良等の事業を拡充するとともに、八郎潟干拓地にわが國農業のモデルたるにふさわしい新農村を建設する構想のもとに、八郎潟新農村建設事業団を設立して所要の事業を行なわせることといたしてまいります。さらに、新しい技術の開発をはかるため、國及び都道府県等の試験研究機關

における試験研究を一そう充実するとともに、普及事業を強化し、農家の要望にこたへ、普及指導体制の確立をはかることといたしてまいります。

第二は、農産物の需要の動向に即応して農業生産の選択的拡大をはかることとあります。

畜産につきましては、新たに國營草地改良事業及び農地開闢機械公団による共同利用模範牧場の設置事業の実施をはかる等、飼料自給基盤の確立につとめることとあわせて、乳牛を大規模に育成するため、國の種畜牧場の活用や地方公共団体等による育成事業の充実等によって多頭飼養を推進し、生産性の高い酪農経営の育成をはかつてまいることといたしてまいります。また、野菜の安定的供給と経営の安定をはかるため、指定産地制度及び生産安定事業を拡充強化するほか、合理的な果樹園經營の育成、養蚕經營の近代化等の諸施策を充実することといたしてまいります。このほか、米麦その他の主要農作物について集團栽培方式の普及、高性能の機械の導入等により經營の近代化と生産性の向上をはかることといたしてまいります。

第三は、農業経営規模の拡大等を進め、農業構造の改善をはかることとあります。

生産性が高く、農業所得の水準も高い自立經營農家を育成するためには、自立經營を目ざす農家の經營耕地規模の拡大がはかられることが重要でありますので、農地取得のあつせん、取得資金の貸し付け、農地の売買等の業務を行なう農地管理事業団を設立して、移動する農地を經營規模の拡大へ方向づける事業に着手することといたしました。この事業団は、当面農業近代化の機運の高まつてゐる市町村からパイロット的に事業を展開することとし、四十年年度には百市町村において農地取得のあつせん及び長期低利の取得資金の貸し付けの業務を実施することといたしてまいります。このほか、農業經營規模の拡大に資するため、農用地の整備開闢、国有林野の活用、協業の助長等の施策を講ずることといたしてまいります。また、農業構造改善事業につきましては、事業に新たに着手する地域数を拡充するとともに、地域の実情に

即して事業が円滑に実施され、事業成果が確保されるよう措置することとしたしております。さらに、農業近代化の進み手たるべき農業後継者の育成確保等の諸施策を強化することとしたしております。

第四は、農産物の価格安定、流通改善及び農業所得の確保をはかることであります。

米麦その他重要農産物につきましては、引き続き価格の安定と農業所得の確保をはかることとに、需要の伸びに対して生産の適応体制のおくれである畜産物、青果物等について、生産の安定的増大と流通合理化の施策を拡充強化することといたしております。特に、酪農につきましては、牛乳、乳製品の需給の安定及び酪農経営の安定向上をはかる観点に立ち、飲用乳の比重を高めるよう考慮して、国内産牛乳による学校給食の計画的増大をはかることと、生乳の価格安定制度の改善のための調査検討を行なうことといたしました。また、生鮮食料品の流通機構につきましても、中央卸売市場の整備、生鮮食料品総合小売市場の設置等、その改善合理化をはかってまいることといたしております。

第五は、以上の施策に関連して、農業金融を改善拡充するとともに、農業改良資金の拡充をはかることとあります。

農業近代化に必要な長期低利資金の円滑かつ十分な供給を行なうため、農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金の融資ワケを大幅に拡充するとともに、資金融通が円滑かつ迅速に行なわれるよう貸し付け手続等の改善をはかることといたしております。また、無利子で貸し付けを行なう農業改良資金の貸し付けワケについても一そう増額することといたしました。

なお、この文書においては、農林省所管事項にとどまらず、各省所管事項を含め、農業に関する施策全般にわたって記述しております。

以上、年次報告及び四十年農業施策について、その概要を御説明した次第であります。(拍手)

昭和四十年二月十二日 衆議院会議録第七号

国務大臣の演説(農業基本法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年農業施策について)に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。東海林稔君。

〔東海林稔君登壇〕

○東海林稔君 私は、日本社会党を代表して、ただいま赤城農林大臣から説明のありました昭和三十九年度農業の動向に関する年次報告及び昭和四十年度において講じようとする農業施策に関し、特に重要と思われる数点について、佐藤総理並びに関係大臣に質問いたします。

ある新聞は、今回の年次報告を批評して、これはグリーンレポートではなくてグレーレポート、灰色報告であると書いてありますが、私もこれを通読して全く同じ感を抱くものであります。報告の全体を通じて、どこにも明るい展望を思わせるものはなく、出かせぎや兼業農家の著しい増加、後継者の確保難、農業従事者の女性化、高齢化等、みな一様に今日のわが国農業の衰退と農民の苦悩とを感ずるものとあらわしているものであります。しかるに、一方、四十年度において講じようとする施策には、このような農業危機に対処する何ら見るべき施策が見当たらないのであります。全く遺憾といわざるを得ません。

あらためて申すまでもなく、池田内閣以来自民党農政の根幹をなしておるのは、三十六年に制定された農業基本法であります。基本法は、その冒頭に、国の農業に関する政策目標として、農業の生産性を高めて、農業と他産業との生産性の格差を是正すること、及び農業従事者と他産業従事者の所得格差をなくして均衡する生活を営めるようにすることの二つを掲げておるのであります。この目標は当然のことであり、われわれも異論を差しささるものではないと存じます。しかしながら、この目標達成のための施策についての政府基本法の考え方には、根本的な誤りと欠陥があるのであります。それが今日の農業危機をもたらした一

番のもとであり、今回の年次報告は、明らかにこのことを立証していると思ふのであります。(拍手) まず、農業と非農業との生産性の格差について見るに、三十八年度は一応横ばいでありましたが、その背景には、ただいまも説明のありましたように、一カ年に五割という農業労働力の急激な減少と、農産物価格の上昇が他物価よりも大きかったことなどがあるものであります。趨勢的には格差は正の方向には進んでいないこと、さらに、総生産が七年ぶりに減少したことが報告されているのであります。また、農業従事者と他産業従事者の所得格差も、これはまた全体としては横ばいでありましたが、これは農業所得の中で兼業収入が大きい伸びた結果、ようやく横ばい状態を持続しているものであります。もっぱら農業収入に依存する専業農家だけについて見ますれば、格差はむしろ増大したといえるのであります。(拍手) このように、従来の政府施策は、結果として基本法の目標とは反対の方向を招いていることをこの年次報告は明白に示しているものであります。(拍手) 基本法制定にあたって、われわれは、政府・自民党案とは反対にその誤りと欠陥を指摘するとともに、国内食糧の自給度の向上と農民の人間性尊重を基本とするわが党独自の法案を提案して対決したことは周知のとおりであります。

政府の基本法で最重点施策としてあげている一つは、構造面での自立農家の育成であり、他の一つは、生産面でのいわゆる選択的拡大の方向であります。農業近代化のために経営規模を拡大する方向は誤りではないのであります。政府基本法が中小農の首切り法と批判されたように、何ら将来に対する保障のないまま中小農を他産業に追い出すことによつて農地を集積し、自立農家の育成をはかるうとした考え方は根本的に誤りであります。われわれの主張したように、農用地の積極的拡大、経営の共同化等を総合的に推進するものでなければ、経営の拡大は期し得ないことが明白となりつつあるのであります。(拍手) また、選択的拡大として、国民生活の向上に伴う食糧需要の変化に對

応するために、畜産、果実、蔬菜等の生産を必要かつ有利として、これらの主産地形成による生産の増大を指導したのでありますが、これまたわれわれが指摘したとおり、これらの生産物の価格支持制度の不備と、生産費中に大きなウエートを占める農用資材の管理価格の規制を怠ったため、生産は増大しながらも経営は何ら安定せず、所期の成果をあげ得ないのであります。

このようにして、いまや若い農村青年はあすへの希望を失い、学校卒業とともに大部分は都会に走り、ために農業の後継者の確保にすら悩む現状となつたのであります。年次報告によりますと、全農家中、後継者の在宅するものが五割、このうち、農業に従事しているものはわずかに三割、すなわち全農家の二割にすぎないのであります。この一事をもつてしましても、いまやわが国が重大な危機に直面していることは議論の余地のないところと信じます。かくて、農政の大転換を要求する声は、いまや一般の世論となつていっております。

そこで、まず第一に佐藤総理にお尋ねいたします。

総理は、このような農業の危機を直視するとともに、従来の農民不在とも申すべき農政の誤りを率直に反省して、この際、農業基本法を根本から再検討し、農政の大転換をはかる意思なきや、総理の農業危機に対する認識と、佐藤農政の基本方針を明らかにしていただきたいのであります。(拍手) 質問の第二として、構造政策について三、農林大臣にお尋ねいたします。

その一つは、年次報告で最も顕著な傾向として報告されている兼業化についてであります。年次報告によれば、農業人口の流出に比べて農家戸数の減少は微弱であり、一面、専業、兼業別戸数は大きく変化いたしました。昭和三十五年二月当時、おのおの三分の一程度であったのが、三十八年十二月末には専業農家二四％、第一種兼業農家三四％、第二種兼業農家四二％と、急激に兼業化が進み、その結果として、農家所得も半分以上が農

農業基本法に基づく 七五

外所得であることを報告しています。なぜこのようにに急激に兼業化が進んでいるのでありましょか。理由は明白であります。農業だけでは食っていけないし、といって、離農して転職しようにも安定した就業の保証がないからであります。報告によれば、三十八年度就業農者一人当たり実賃国民所得は、製造業で四十一万八千円、非農業全体では約四十三万三千円に対し、農業は約十一万七千円で、その水準は他産業の三分の一にも満たないし、その格差も縮小の傾向にはないことを報告は述べているのであります。一方、転職について見るに、三十八年中に農家世帯員で他産業へ就職した者は九十三万四千二人であります。このうち、いわゆる新卒者が五八%を占め、実際の農業就業農者からの転職は二七%の二十四万七千人であり、反面、農家世帯員で他の職にあつた者が離職して農村した者の数が二十二万八千人となっております。このことは、農業者の転職が容易でないこと、また、転職してもその多くは社外工、臨時工等で待遇も低く、地位も不安定のために永続しないことを物語っているのであります。かくて農民は、政府の指導や方針にかかわりなく、みずから生きるために兼業化の道を選んでいるのであります。

年次報告は、兼業化をめぐる問題点として、第一に、農業を産業として確立する立場からして好ましくない、第二に、農業経営の発展が阻害される、第三に、地域社会としての農村の維持が困難となる、の三点をあげ、さらに、兼業化の問題は農業政策上も無視し得なくなつたと述べているのであります。しかし、残念なことに、これに対する今後の具体的施策を示唆するものは何ら明らかにされておられません。赤城農相はこの問題をどのように考えておられるのでありましょか。私は、わが国農業の地域的相違性の大きい点から、経営形態も地域の事情に即応して多様的であつてしかるべきであるとの立場から、たとえば、都市近郊等で農地少なく、農地価格の高い地帯では、資本的集約経営にあわせて兼業農をも一つの永続

的な経営形態と認め、積極的にその安定方策を講ずべきであるとの私見を持つていたのであります。が、この点も含めて、農林大臣の兼業化についての御見解を承りたいのであります。

その二は、政府が昭和四十年年度に講じようとする農業施策の中で最重要施策の一つとして宣伝し、ただいま農林大臣から説明のありました農地管理事業についてお尋ねします。

説明によれば、その目的は農地の移動を円滑にし、しかも、これを経営規模の拡大に結びつけて、自立農家の育成に資せんとするもののごとくであります。ところで、年次報告によれば、三十八年中の農地の移動は、自作地だけで七万一千町歩にのぼるのでありますが、問題は、これが政府の望むような自立経営層の手に集中していない点にあります。なぜ自立経営の育成に結びつかないのか。これまた理由は明白であります。農地価格の高騰、農業諸経費の増大、農産物価格不安定の状況のもとでは、基本的に農家に経営面積を拡大する条件がないからであります。特に、問題なのは、農地の価格が高過ぎることであつて、いかに年利三分、三十年償還という融資の道を開いても、価格自体が採算に合わないほど高過ぎる現状では、借金して農地を購入することは、負担を重くしてますます経営を引き合ふものとするだけであります。この点、年次報告は、農地を取得する者は主として財産保持的な考え方に基づいて、ることを指摘するとともに、さらに「専業農家が適正な家族労働報酬をえ、しかも採算にのる農業経営を行うとすれば、現在の地価水準による農地取得は決して有利とはいえない」と、正直にしているののであります。また、現に政府が基本法具体化の中心事業として進めている構造改善事業について見ても、実際の計画は、政府の意図に反して、中小農を整理してその農地を自立農家に集めるような計画は、中途で挫折した千葉県豊住地区以外には全く例がないのであります。このように経営改善のための基本的諸条件の改善を伴わない政府の自立農家育成を中心とする構造改善構想

は、いまや全く破綻し、その誤りがきわめて明瞭になつたのであります。にもかかわらず、依然としてこれにこだわるのか考えられないこの農地管理事業構想は、根本に疑問があり、かりにつくつてみても、実効ありとはとうてい考えられないのであります。政府は、昭和三十七年河野農相のときに、やはり農地移動を円滑にするためとして、農業協同組合に農地信託を行なわせる制度を設けたのであります。これに基づいて規約改正した農協の数は七千三百以上に達しながら、その実績は約二カ年間でわずかに六十五件、面積三十町歩足らずでありまして、当初われわれが指摘したとおり、全く問題にならないのであります。私は、今回の農地管理事業構想もこれに近い結果に終わるのではないかと考えるのであります。農林大臣の所見をあらためて承りたいのであります。(拍手)

次に、その三としてお尋ねしたいことは、共同化推進についての政府の方針であります。政府基本法では共同化のことばすら敬遠して、協業という新語を使い、自立経営を補充するものとして協業を位置づけており、また、実際の指導面でも、従来はこれが推進には消極的態度をとつてきたのであります。そして昨年の年次報告でも、協業化は停滞の現象が見られると述べていたのでありますが、今回の報告では反対に増加の傾向にあることを認めざるを得なくなつたのであります。このこともわれわれ社会党の主張したとおり、事態は進んでおるのであります。多額の農地購入資金を投ずることなく、しかも経営の拡大を可能にするのは共同化であり、最近愛知県西三河地区等で兼業農家による共同作業が稲作の生産を高めている事例等は、十分注目すべきことと思ふのであります。そこで、この際政府も共同化を構造政策の中心に置きかえ、積極的に推進する考えなきや、お尋ねします。(拍手)

質問の第三としては、政府が選択的拡大の第一に掲げている畜産振興にとつてきわめて重要な飼料対策について、農林大臣及び大蔵大臣にお尋ね

します。

選択的拡大を進める上での必要條件として、われわれ社会党は、生産費所得補償方式による価格支持制度の確立と、生産費低下のための主要農業用資材の管理価格規制を主張してきたことは、さきにも触れたとおりであります。農業用資材の中でも特に飼料の消費は年々急増して、いまや肥料を上回つて、年間二千億以上の巨額に達しているものであります。これが価格並びに流通対策の重要なことは多言を要しないところであります。ところで、四十年年度の飼料対策を見ますに、まことに粗末でございまして、現在の逼迫した飼料情勢に対処する施策としては、きわめて不十分と思ふのであります。

そこで私は、率直に、二、三伺いたないのでありますが、まず第一に、流通飼料対策としては、輸入飼料にあわせて国内産の麦類、米ぬか、ふすま等、こつくり流通飼料を政府管理の対象とし、もつて需給の計画化と価格の安定をはかることが必要であると考えるのであります。この点についての御見解、あわせて最近の飼料価格の高騰と供給不安に対する対策について、農林大臣及び大蔵大臣の答弁をいただきたいのであります。

その二として、年次報告によれば、麦類を中心とする冬作物の不作付地が実に百五十九万町歩にものぼることを報告されておりますが、これこそ麦類転作を奨励した政府農政の失敗を示すものであり、麦類の輸入の増大、飼料の輸入依存度の増大が結果としてあらわれておるのであります。そしてこのことは、海外における飼料価格の高騰が、わが国の畜産の将来に大きな不安を投げかけ、一方、国際収支にも響いておるのであります。この際、これが対策について、農林大臣の見解をお尋ねいたします。

その三としては、政府管理ふすまの払い下げ価格についてであります。昨年も政府は管理ふすまの価格引き上げをはかり、予算に計上したのであります。私ども社会党の強い反対にあひまして実行を差し控えたのであります。しかるに今回政

府は、四十年年度予算案に再び管理ふすまを一袋十七円引き上げる予算を組んでおります。私は、何ゆゑ政府がこのような愚かなことを繰り返そうとするのか、理解に苦しむものであります。(拍手)この際、前年度同様、予算はともかく、実行上での引き上げはいたさないことを明言してほしいのであります。農林大臣と大蔵大臣の責任ある答弁を要求いたします。

最後に、具体的問題について重ねて佐藤総理にお尋ねいたします。

総理は、就任直後の所信表明においても、さらにはまた今次国会の所信表明においても、ともに高度成長政策のひずみで一番現在苦しい立場にある中小企業と農業に対する対策を、当面の重点施策とするお考えであることを言明されたのであります。

しかるに、昭和四十年年度の農林予算を見るに、総予算に対する比率は一〇％一でありまして、前年度当初予算の一〇％三、補正後予算の一〇％四に比べて低下して下りておるのであります。これは総理の所信表明にも反するばかりでなく、重大な危機に直面してはる農業と農民を救うことはとうていできないことは明らかであり、遺憾にたえないところであります。かけ声だけでは政策は進みません。この際やらなければならぬことは、先にも申し上げたとおり、まず従来の大企業率仕のために農村を低賃金労働力の供給源とするような、農民無視の考え方を根本的に改め、佐藤首相がしばしば強調されておられるような人間尊重の政治の立場に立つて、農民の人間性を回復するための新しい農政を確立すること、これが真つづけとしての農業予算の大幅増額とであります。総理は、はたしてこの程度の予算で、現在の農業の危機を打開し、農民に働いて明いあすへの希望を与えることができるお考えなんでありましょうか。私は、総理から、かりにも財源の關係上思うにまかせないというふうな通り一べんの御返事を承らうとは思いません。ほんとうにこれでいいのだという確信がなければ、その確信のほどを承りた

いし、もしそうでないならば、近く補正予算で大幅に増額することをここで明言していただいて、全国の農民諸君にも、またわれわれにも安心さしていただきたいのであります。総理の明確な御答弁を期待いたしまして、以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) 政府は、御承知のように、経済発展の過程において取り残された、かように考えられるあるいは農業、中小企業、これらと真剣に取り組んで、まず格差の是正をするという経済問題と真剣に取り組んでおりますが、この格差の是正は、農家の農業の生産性を向上させることと同時に、また農家の方々の生活の向上、そういう二面を持つておると思ひます。先ほどお話をいたしましたごとく、農業基本法の示すところでは、大体において、その格差は、所得の面においても、生活水準においても、三十五年以来横ばいの状況を続けておる。ただいまなおたいへんな格差のあることを数字が示しておるのであります。

私も、この立場に立ち、また同時に、国民食糧の安定的供給、これを確保する、こういう見地に立ちまして、今日農業基本法は大事だ、この線によつて農家の生産性、同時にまた、所得の改善に努力していく、かようにつとめておるわけでありまして、ただいま農業基本法を改正するというような考え方はもちろん持つておりません。ただ、この機会に御理解をいただきたいことは、農業近代化といひ、あるいはまた、農業の構造改善といひ、いずれも短期間にはよくない遂げ得るものではございません。これは長期的観点に立つて、また、政府と国民と努力して初めて成果を生むのだと思ひます。われわれは、この農業基本法が示す基本方針を堅持し、そして協力のもとにこれが目的達成を念願しておる、かような考え方でございます。

また、第二といひまして、四十年年度予算はいかに不足ではないか、かように仰せでございますが、

すが、御承知のように、食糧会計だとか、あるいは近代化助成資金、あるいは災害復旧など非常な変動しやすいものを除いて、そして予算を対比してみますと、前年度と四十年年度では約六・七に對して七〇の状況でございますので、五十歩百歩だとは言われるが、とにかく増加しておること、これは御承知のとおりでございます。今日この状況のもとにおいてわれわれが重点施策を遂行していく、かような立場で今回の予算を編成し、ただいま指摘されるような農業近代化なり、あるいは構造改善なり、あるいはまた畜産奨励なり、それぞれ改善計画に對しては、私は、今回の予算は十分だと、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 報告書にも申し上げましたように、また、いま御指摘のように、兼業農家が非常に多くなつてゐる、ことに農業に従事する第二種兼業農家が四二％も占めておる、これに對してどういふ対策を持つてゐるかということでございます。

所得あるいは生活水準の点におきましては、兼業農家が専業農家よりもいいというふうなことはなつておりますけれども、農業そのものからいいますならば、いまもお話がありましたように、農業生産の上から見まして、あるいは土地の利用が有効でない、あるいは地域社会においても、世帯主といひますか、青壮年が他の産業に従事しているために、思ひにくい現象が出ております。そういうことでありますので、本来的に農業面から考えますならば、専業の農業として立つていけるような方向へ持つていくのが必要で政策であると思ひます。そこで、兼業農家のうちでも、外へ出ていったほうがいいというふうな場合、ただし職業の安定化を得られない、こういう面のものであると思ひます。そういう面につきましては、職業の安定を得られるような、あるいは訓練をするような方法をして、離農が円滑に行なわれるような指示をしていくことが必要であると

思ひます。

一方、農業として残ろう、しかし、農業としてやつていく生産手段である土地が非常に少ないというふうなものにつきましては、いまお話がありますように、私は、ことばにとらわれずに、協業とか共同化とかいふことばにとらわれずに、やはり大型機械等を中心として共同化を進めていく、こういうことが必要であらうと思ひますので、そういう予算面の措置もつておる次第でございます。

第二に、農地管理事業団、この見通しといひますか、せつかくついても、それだけの効果を發揮しないではなからうか、こういうふうな御指摘でございます。報告書にも申し上げましたように、生産性につきましては、他産業と一般的に比較しますならば、農業のほうが二九％でございます。しかし、専業農家の面では比較いたしますと四〇％から五〇％になつてゐます。また、所得の面につきましても、一般は七七％でありますが一町五反以上の農家で、比較のしかたにもありますが、これは九〇％にもなつておるということでございます。ですから、やはり農地の経営面積の拡大、大きいほうがより望ましいことであることは言うまでもありません。そういう面におきまして、いまもお話がありましたように、六万町歩からの土地が移動しております。その土地の移動は必ずしも経営規模の拡大に寄与してゐない、こういうことでありますので、農地管理事業団が介在いたしました、それを経営規模の拡大の方向へ向つていくということが、これは一つの構造改善事業だと思ひます。いまお話のように、いままでの構造改善、土地改良あるいは主産地形成といふ構造改善事業は思ひにくいじゃないか。思ひにくい面をだんだん改めて、いい方向へ進めておられますけれども、それと伴つて、農地の経営規模を拡大していくということも、これは構造改善の一つの大きな目標でなければならぬと思ひます。そういう面におきまして、農地管理事業団がその方向へ進めていくということが必要でありますし、もう一

昭和四十年二月十二日 衆議院會議録第七号

農業基本法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度農業施策についての演説に対する東海林君の質疑 朗読を省 七八

七八

つは、いまの兼業農家の問題の共同化でございますが、私は、共同化による経営規模の拡大というところもあり得るし、それが必要だ。構造改善の事業として取り入れるか取り入れないかというこの御指摘でございますが、これは農地管理事業による経営規模の拡大とともに、共同による経営の拡大ということが必要であると思っておりますので、それは進めていくつもりでございます。

輸入飼料と国内のえさを一緒にして、これを国家管理という方向へ持つていっていただろうかという御提案でございます。私も、これを全部国家管理にするという方向は、いま考えておりません。

同時に、御指摘がありましたように、不作地が百六十万町歩も出ておりますので、この不作地をそのまま放てきして置くというのはいけません。私どもも、この不作地が出ておることはまことに困ったことだと思っております。そこで、緊急飼料作物の増産のために、あるいは乾草等の生産推進事業のためにこの不作地を極力活用していくという方途を持っておりますので、そういう進め方をいたしたいと思っております。

それから、先ほどの一般の飼料とともに国家管理をしたかどうかということでございますが、これはいまそれを考えておりません。輸入飼料につきましては、政府がこれを管理しておるわけでございまして、でございまして、輸入飼料の面から申し上げますならば、売却の量を四十年には相当増加し、たとえば、ふすま等におきましては三十九年度と同じでございますが、大麦等につきましては、三十五万トンから四十万トン、トウモロコシもその対象に加えて、全体としては、三十九年度に百四十九万トンの政府管理の輸入飼料を、四十年に百七十七万トンまでふやしていただく、こういうこと、また、トウモロコシ等につきまして、これは輸入でございまして、需給面、あるいはいま行なわれておるような港灣スト等もございまして、これが十分に入らないとい

うことでは困りますので、十五万トンほどを調整保管するといふ新しい方法もとっております。

それから、政府管理の飼料の値段が十七円ほど予算で上げて、来年度は六百三十四円にするというふうなことはけしからぬじゃないかというふうな御指摘でございます。これは民間の一般ふすまが相当値上がりしておりますので、政府の売却との間の価格差があまりあるということになりまして、需給上片寄るというふうな傾向が非常に憂えられますので、その値上がり率は二〇程度でありますので、一般の飼料のほうを刺激する、あるいは農家の負担を相当増大するというふうには考えられませんので、飼料全体の価格政策からいまして、やむを得ないものだ、こういうふうに考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 輸入飼料のうち、ふすま、トウモロコシ等については、その全量を国が管理すべきだといふお話でございましたが、ただいま農林大臣からお答えしたとおりでございます。ただ、トウモロコシについては食糧でこれを管理するということについては、適当でないという考えでございます。しかし、異常な需給の逼迫等に対処いたしますためには、四十年におきまして新たに政府が十五万トンの調整保管を行なうことにいたしておりますので、需給の安定は確保できるという考えでございます。

第二点の、ふすまの払い下げ価格の十七円値上げを見込んだ問題でございますが、この点につきましても、農林大臣から申されましたが、裸三十キログラム当たり十七円を値上げして、六百三十四円とすることを予定いたしておるわけでございます。これは民間の一般ふすまの価格差が著しく大きくなることによる流通上の摩擦等を考慮したものでございまして、この程度の値上げであれば、流通市場中に占める政府の売り渡しふすまの比率等から見まして、一般の飼料価格に大きな影響を及ぼすとは考えられませう、また、畜産振興上の障害もないものと考えておるのであります。

(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 田中 角榮君
農林大臣 赤城 宗徳君
運輸大臣 松浦周太郎君
労働大臣 石田 博英君
建設大臣 小山 長規君
出席政府委員
内閣法制局第四部長 田中 康民君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る一月二十八日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

法務省入国管理局次長 中村 正夫
外務省欧亜局中近東アフリカ部長 力石健次郎
通商産業大臣官房参事官 宮沢 鉄蔵
通商産業省通商局長 今村 昇
運輸省鉄道監督 深草 克巳
労働大臣官房参事官 大宮 五郎
労働統計調査部長 石黒 拓爾
労働省労働基準局長 英雄
労働省労働基準局賃金部長 住 榮作
労働省職業安定局長 榮作

自治大臣官房参事官 宮澤 弘
同 山本壮一郎
一、去る四日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣官房財務調査官 吉國 二郎
厚生大臣官房審議官 伊部 英男
通商産業省企業局産業立地部長 馬郡 巖
自治大臣官房参事官 降矢 敬義
一、去る八日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省理財局長 佐竹 浩
国税庁長官 吉岡 英一

(政府委員任命)

一、去る一月二十九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、十二月二十一日付議長において承認した鹽野宜慶外一名を一月二十九日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る八日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、八日議長において承認した佐竹浩外一名を同日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る八日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、五日付をもつて大蔵省理財局長吉岡英一は、国税庁長官に任命され、また同日付をもつて国税庁長官木村秀弘は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。
(通知書受領)
一、去る一月二十九日、河野参議院事務総長から久保田事務総長宛、参議院は裁判官訴追委員柴谷要君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。
一、去る十日、河野参議院事務総長から久保田事務総長宛、参議院は裁判官訴追委員鬼木勝利君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任

した旨の通知書を受領した。

浅井 亨君

(報告書受領)

一、去る一月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。昭和三十一年度第一・四半期における予算使用の状況

(理事補欠選任)

一、去る一月三十日、予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 加藤 清二君(理事井手以誠君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

理事 二階堂 進君(理事松澤雄蔵君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

理事 古川 丈吉君(理事青木正君去る一月二十五日委員長就任につきその補欠)

理事 赤澤 正道君(理事植木庚子郎君去る一月三十日理事辞任につきその補欠)

理事 稲葉 修君(理事中曾根康弘君去る一月三十日理事辞任につきその補欠)

理事 小川 半次君(理事野田卯一君去る一月三十日理事辞任につきその補欠)

一、去る一日、決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田原 春次君(理事片島港君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

理事 長谷川 保君(理事山田長司君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

理事 田村 元君(理事中村幸八君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

一、去る二日、内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 村山 喜一君(理事石橋政嗣君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

理事 八田 貞義君(理事内藤隆君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

一、去る三日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 蔵内 修治君(理事田中正巳君去る三日理事辞任につきその補欠)

理事 八木 昇君(理事小林進君去る三日理事辞任につきその補欠)

事を補欠選任した。

社会労働委員会

理事 蔵内 修治君(理事田中正巳君去る三日理事辞任につきその補欠)

理事 八木 昇君(理事小林進君去る三日理事辞任につきその補欠)

理事 吉村 吉雄君(理事長谷川保君去る三日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 飯谷 忠男君(理事飯谷忠男君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)

理事 東海林 稔君(理事足鹿寛君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

一、去る五日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田中 龍夫君(理事始関伊平君去る七月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 加賀田 進君(理事久保田豊君去る五日理事辞任につきその補欠)

理事 田邊 國男君(理事塚原俊郎君去る五日理事辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 加藤常太郎君(理事金丸信君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

理事 志賀健次郎君(理事森山欽司君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

理事 安宅 常彦君(理事大柴滋夫君去る五日理事辞任につきその補欠)

一、去る九日、運輸委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 大西 正男君(理事有田喜一君去る九日理事辞任につきその補欠)

一、去る十日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 八木 徹雄君(理事長谷川峻君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

理事 井谷 正吉君(理事兒玉末男君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

理事 三池 信君(理事瀬戸山三男君去る九日委員辞任につきその補欠)

理事 西宮 弘君(理事山中日露史君去る十日理事辞任につきその補欠)

文教委員会

理事 八木 徹雄君(理事長谷川峻君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 井谷 正吉君(理事兒玉末男君去る一月二十日委員辞任につきその補欠)

理事 三池 信君(理事瀬戸山三男君去る九日委員辞任につきその補欠)

理事 西宮 弘君(理事山中日露史君去る十日理事辞任につきその補欠)

(理事追加選任)

一、去る一月三十日、予算委員会において、次の通り理事を追加選任した。

理事 今澄 勇君

(常任委員辞任)

一、去る一月二十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 大橋 武夫君

予算委員 田口長治郎君

決算委員 福永 健司君

一、去る一月二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 藤枝 泉介君

運輸委員 西岡 武夫君

一、去る一月三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 藤枝 泉介君

社会労働委員 橋本龍太郎君

松野 頼三君

内閣委員 塚田 徹君

外務委員 福永 健司君

古川 丈吉君

大蔵委員 渡辺美智雄君

社会労働委員 橋本龍太郎君

農林水産委員 藤田 義光君

農林水産委員 一萬田尚登君

農林水産委員 菊池 義郎君

農林水産委員 石橋 政嗣君

農林水産委員 江崎 真澄君

農林水産委員 橋本龍太郎君

農林水産委員 一萬田尚登君

農林水産委員 根本龍太郎君

農林水産委員 堂森 芳夫君

農林水産委員 塚田 徹君

農林水産委員 渡辺美智雄君

農林水産委員 藤田 義光君

農林水産委員 江崎 真澄君

農林水産委員 橋本龍太郎君

農林水産委員 一萬田尚登君

農林水産委員 菊池 義郎君

農林水産委員 石橋 政嗣君

農林水産委員 江崎 真澄君

農林水産委員 橋本龍太郎君

農林水産委員 一萬田尚登君

岡田 春夫君

根本龍太郎君

江崎 真澄君

一萬田尚登君

菊池 義郎君

石橋 政嗣君

中村 幸八君

福永 健司君

塚田 徹君

渡辺美智雄君

金丸 信君

次郎 常任委員の辞任を許可した。

石橋 政嗣君

小松 幹君

佐々木良作君

西村 榮一君

大西 正男君

小松 幹君

村山 喜一君

稻村左近四郎君

西村 直己君

周東 英雄君

村山 喜一君

昭和四十年二月十二日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

決算委員

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

岡田 春夫君 小松 幹君

社会労働委員

滝井 義高君 八木 一男君
石田 有全君 山花 秀雄君

商工委員

石野 久男君 野原 覺君

運輸委員

西岡 武夫君 相川 勝六君

予算委員

相川 勝六君 石田 有全君
小松 幹君 野原 覺君
山花 秀雄君 西岡 武夫君
石野 久男君 岡田 春夫君
滝井 義高君 八木 一男君
稲富 稜人君

一、去る八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

鯨岡 兵輔君 岡田 春夫君
井出 太郎君 野原 覺君

社会労働委員

滝井 義高君 八木 一男君
小松 幹君 野原 覺君

商工委員

石野 久男君 小松 幹君

予算委員

井出 太郎君 小松 幹君
野原 覺君 滝井 義高君
八木 一男君 鯨岡 兵輔君
石野 久男君 岡田 春夫君

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

三池 信君 瀬戸山三男君

建設委員

予算委員

石田 有全君 小松 幹君
佐々木良作君 稻村 隆一君
島上善五郎君 堂森 芳夫君
芳賀 貢君 玉置 一徳君

決算委員

堂森 芳夫君 山田 長司君
石田 有全君 小松 幹君

商工委員

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

湊 徹郎君 小山 省二君
大蔵委員 小山 省二君
外務委員 岡田 春夫君
小松 幹君

運輸委員

西岡 武夫君 藤枝 泉介君
西岡 武夫君 湊 徹郎君

予算委員

一、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

湊 徹郎君 根本龍太郎君
一萬田尚登君 根本龍太郎君
田村 良平君 湊 徹郎君

決算委員

宇野 宗佑君 久保田四次君
進藤 一馬君 田村 良平君
塚田 徹君 安宅 常彦君
天野 公義君 一萬田尚登君
久野 忠治君 佐々木秀世君
丹羽 兵助君 下平 正一君

議院運営委員

(常任委員補欠選任)
一、去る一月二十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員

地崎宇三郎君 伊東 正義君
大橋 武夫君

予算委員

福永 健司君
一、去る一月二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

西岡 武夫君 藤枝 泉介君
一、去る一月三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員

松野 頼三君 橋本龍太郎君
一、去る一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

福永 健司君 塚田 徹君
外務委員 菊池 義郎君 石橋 政嗣君
大蔵委員 根本龍太郎君 渡辺美智雄君
社会労働委員 江崎 真澄君 橋本龍太郎君
農林水産委員 一萬田尚登君 藤田 義光君
商工委員 古川 文吉君
予算委員 橋本龍太郎君 岡田 春夫君
江崎 真澄君 田村 元君
藤田 義光君 塚田 徹君
渡辺美智雄君 福永 健司君
山田 長司君 根本龍太郎君
一萬田尚登君

運輸委員

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

小淵 恵三君
一、去る三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

石橋 政嗣君 西村 榮一君
一、去る四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員

佐々木良作君
一、去る五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

岡田 春夫君 周東 英雄君
外務委員 岡田 春夫君
商工委員 村山 勇君
運輸委員 稻村左近四郎君
通信委員 大西 正男君
建設委員 金丸 信君
村山 勇君
山口丈太郎君 稻富 稜人君
小松 幹君 山花 秀雄君
堂森 芳夫君

決算委員

一、去る六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

小松 幹君 岡田 春夫君
社会労働委員 石田 有全君
滝井 義高君 八木 一男君
石野 久男君
運輸委員 野原 覺君
相川 勝六君 西岡 武夫君
西岡 武夫君 滝井 義高君
石野 久男君 相川 勝六君
小松 幹君 山花 秀雄君

予算委員

佐々木良作君

一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

井出 太郎君
野原 覺君
岡田 春夫君

社会労働委員

小松 幹君
野原 覺君
八木 一男君

商工委員

小松 幹君
石野 久男君
滝井 義高君

予算委員

鯨岡 兵輔君
八木 一男君
石野 久男君
野原 覺君
井出 太郎君
小松 幹君

一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

瀬戸山 三男君
三池 信君

建設委員

稲村 隆一君
島上善五郎君
芳賀 貢君
堂森 芳夫君
小松 幹君
石田 有全君
佐々木良作君

決算委員

石田 有全君
小松 幹君
堂森 芳夫君
山田 長司君

一、去る十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

小山 省二君
漢 徹郎君
小松 幹君

外務委員

漢 徹郎君
西岡 武夫君
小山 省二君

運輸委員

藤枝 泉介君
西岡 武夫君
岡田 春夫君

予算委員

一、昨十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

根本龍太郎君
漢 徹郎君

決算委員

田村 良平君
漢 徹郎君

議院運営委員

天野 公義君
久野 忠治君
丹羽 兵助君
宇野 宗佑君
進藤 一馬君
塚田 徹君

理事

島村 一郎君
田中 榮一君
田中 正巳君
田邊 國男君
八田 貞義君
川崎 寛治君
泊谷 裕夫君
前田榮之助君

一、去る一月二十八日、体育振興に関する特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

理事

宇野 宗佑君
小川 平二君
辻 寛一君
畑 和君

一、去る三日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

理事

宇野 宗佑君
小川 平二君
辻 寛一君
畑 和君

一、去る四日、石炭対策特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

理事

有田 喜一君
壽原 正一君
中村 寅太郎君
滝井 義高君

理事

有田 喜一君
壽原 正一君
中村 寅太郎君
滝井 義高君

理事

有田 喜一君
壽原 正一君
中村 寅太郎君
滝井 義高君

一、去る十日、産業公害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事

天野 公義君(理事古川丈吉君去る一日委員辞任につきその補欠)

特別委員辞任

一、去る一月二十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

古川 丈吉君
原田 憲君
野原 覺君

体育振興に関する特別委員

古川 丈吉君
原田 憲君
野原 覺君

一、去る一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員

古川 丈吉君
原田 憲君
野原 覺君

一、去る二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

小淵 恵三君
伊藤卯四郎君

一、去る一月二十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

武市 恭信君
矢尾喜三郎君

体育振興に関する特別委員

田中 正巳君
矢尾喜三郎君

産業公害対策特別委員

天野 公義君
野呂 恭一君

一、去る十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員

中川 俊思君
受田 新吉君

石炭対策特別委員

受田 新吉君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
昭和四十年年度一般会計予算
昭和四十年年度特別会計予算
昭和四十年年度政府関係機関予算
一、意見を聞くこととする問題
昭和四十年年度総予算について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和四十年一月三十日
衆議院議長 船田 中殿
予算委員長 青木 正

(条約提出)

一、去る三日、内閣から提出した条約は次の通りである。
千九百六十三年十二月十七日に国際連合総会決議第九百九十一号(XXI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めの件
日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めの件

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。
建設省設置法の一部を改正する法律案
一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。
建設省設置法の一部を改正する法律案
一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。
建設省設置法の一部を改正する法律案
一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。
建設省設置法の一部を改正する法律案
一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。
建設省設置法の一部を改正する法律案
一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。
文部省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

昭和四十年二月十二日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長長の報告

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件

一、去る一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

一、去る三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

財政法の一部を改正する法律案

国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

一、去る四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件

一、去る六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

国立養護教諭養成所設置法案

一、去る八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

医療金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、去る九日、内閣から提出した議案は次の通りである。

法人税法案

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（二宮武夫君外九名提出）

公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案（川崎寛治君外九名提出）

一、去る十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

一、昨十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

物品税法の一部を改正する法律案

石油ガス税法案

相続税法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

（条約受領）

一、去る三日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

（議案受領）

一、去る一月二十八日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

産業地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に關する特別措置に關する法律案

一、去る一月三十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

會計法の一部を改正する法律案

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

物品管理法の一部を改正する法律案

一、去る五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の締結に伴う所得税法の特例等に關する法律の一部を改正する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結に伴う所得税法の特例等に關する法律案

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

市町村の合併の特例に關する法律案

一、去る十日、衆議院から、同院において修正議案

決した次の内閣提出案を受領した。

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案

（条約付託）

一、去る三日、委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件（条約第三号）

一、去る三日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第四号）（予）

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第五号）（予）

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第六号）（予）

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第七号）（予）

以上四件 外務委員会 付託

（議案付託）

一、去る一月二十八日、予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

産業地域における公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員設置に關する特別措置に關する法律案（豊瀬領一君外四名提出、参法第二号）（予）

文教委員会 付託

一、去る一月二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

決した次の内閣提出案を受領した。

昭和三十九年度米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案

（条約付託）

一、去る三日、委員会に付託された条約は次の通りである。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件（条約第三号）

一、去る三日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第四号）（予）

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第五号）（予）

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第六号）（予）

所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第七号）（予）

以上四件 外務委員会 付託

建設省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二二号) 内閣委員会 付託

一、去る一月三十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

文部省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二四四号) 内閣委員会 付託

農林省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二五五号) 内閣委員会 付託

労働省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二七号) 内閣委員会 付託

以上三件 内閣委員会 付託

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二六号) 内閣委員会 付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に關し承認を求めるの件 (内閣提出、承認第一号)

以上二件 運輸委員会 付託

一、去る一月三十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

會計法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二三三号) (予) 大蔵委員会 付託

一、去る一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

運輸省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二八号) 内閣委員会 付託

大蔵省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二九号) 以上二件 内閣委員会 付託

一、去る二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第三〇号) 公職選挙法改正に關する調査特別委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三二号) 内閣委員会 付託

国立学校特別會計法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三四号) 大蔵委員会 付託

国立学校設置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第三二二号) 文教委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件 (内閣提出、承認第二号) 大蔵委員会 付託

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

物品管理法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三五五号) (予) 大蔵委員会 付託

一、去る五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第三六六号) (予) 所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案 (内閣提出第三七号) (予) 所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案 (内閣提出第三八号) (予) 所得に對する租税に關する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案 (内閣提出第三九号) (予) 以上四件 大蔵委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

国立養護教諭養成所設置法案 (内閣提出第四〇号) 文教委員会 付託

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

市町村の合併の特例に關する法律案 (内閣提出第四一号) (予) 地方行政委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

自治省設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四四号) 内閣委員会 付託

医療金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四二二号) 社会労働委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四六号) 内閣委員会 付託

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四七号) 以上二件 通信委員会 付託

一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十九年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案 (内閣提出第一五五号) (参議院送付)

交付税及び譲与税配付金特別會計法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五一五号) 國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第五二二号) 以上三件 大蔵委員会 付託

森林開闢公団法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五三三号) 漁港法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五四四号) 開拓融資保証法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五五五号) 以上三件 農林水産委員会 付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第五〇号) 商工委員会 付託

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六一五号) 商工委員会 付託

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四三三号) 建設委員会 付託

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五九号) 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六〇号) 以上二件 石炭対策特別委員会 付託

(調査要求承認) 一、常任委員長から提出した次の國政調査承認要求に對し、議長は去る一月二十九日いずれもこれを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に關する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、關係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和四十年一月二十九日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項

國の會計に關する事項、税制に關する事項、關稅に關する事項、金融に關する事項、証券取引に關する事項、外國為替に關する事項、國有財産に關する事項、専賣事業に關する事項、印刷事業に關する事項、造幣事業に關する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、關係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆

昭和四十年二月十二日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年二月二十九日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿
一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、歳入歳出の実況に関する事項
- 二、国有財産の増減及び現況に関する事項
- 三、政府関係機関の経理に関する事項
- 四、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する事項
- 五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年二月一日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 船田 中殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、行政機構並びにその運営に関する事項
- 二、恩給及び法制一般に関する事項
- 三、国の防衛に関する事項
- 四、公務員の制度及び給与に関する事項
- 五、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年二月二日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿
一、調査する事項

国政調査承認要求書

- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び検察行政に関する事項
- 三、国内治安及び人権擁護に関する事項
- 二、調査の目的
- 裁判所の司法財政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年二月二日

法務委員長 加藤 精三

衆議院議長 船田 中殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、陸運に関する事項
- 二、海運に関する事項
- 三、航空に関する事項
- 四、日本国有鉄道の経営に関する事項
- 五、港湾に関する事項
- 六、海上保安に関する事項
- 七、観光に関する事項
- 八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を構立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年二月二日

運輸委員長 長谷川 峻

衆議院議長 船田 中殿
一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、農林水産業の振興に関する事項
- 二、農林水産物に関する事項
- 三、農林水産業団体に関する事項
- 四、農林水産金融に関する事項
- 五、農業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年二月三日

農林水産委員長 濱地 文平

衆議院議長 船田 中殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、通商産業の基本施策に関する事項
- 二、経済総合計画に関する事項
- 三、公益事業に関する事項
- 四、鉱工業に関する事項
- 五、商業に関する事項
- 六、通商に関する事項
- 七、中小企業に関する事項
- 八、特許に関する事項
- 九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
- 十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年二月五日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

一、建設委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、国土計画に関する事項
- 二、地方計画に関する事項
- 三、都市計画に関する事項
- 四、河川に関する事項
- 五、道路に関する事項
- 六、住宅に関する事項
- 七、建築に関する事項

八、建設行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的
建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和四十年二月十日

建設委員長 森山 欽司

衆議院議長 船田 中殿

(質問書提出)

一、去る一月二十八日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

家庭教育センターの設置に関する質問主意書

(山中吾郎君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

河川区域の認定に関する質問主意書(栗原俊夫君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員鈴木一君提出

出閣高梁線下の賃借に関する質問に対して、

実情を調査するため、昭和四十年二月十日まで

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の

規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山中吾郎君提出家庭教育センターの

設置に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書提出する質問主意書

昭和四十年一月二十八日

提出者 山中 吾郎

衆議院議長 船田 中殿

家庭教育センターの設置に関する質問主意書

書

最近の青少年問題は、民族の未来のために、寒

心にあたえないものがある。

関係各省の原因調査及び対策樹立に努力を払つ

ている事実は認めるが、主として青少年の非行化

した点と、アフター・ケアとしての対策に偏向

している。

しかし、根本的には、人間形成の立場から家庭

における性格形成こそ重視すべきであり、家庭の

教育能力の向上こそ緊急の課題である。ことに、

わが国の家庭は、学校教育偏重の影響による両親

の教育無知、また戦後の親の自信喪失等よりその

教育機能は著しく低下している。

文部省においては、家庭教育に対して断片的施

策はあつても、総合的な対策はみあたらない。こ

のさい、全国市町村に「家庭教育センター」を学校

と独立に設置して、家庭教育能力向上のため

に、(一)家庭教育相談、(二)両親の教育能力の向上

のための学級開設、(三)家庭教育資料の展示、(四)

その他人間形成に必要な家庭問題の研究並びに相

談等の事業を行ない、家庭教育を全国的に振興し

て、青少年問題の根本的解決に資すべきである

と思ふが、政府の見解をおききたい。

右質問する。

昭和四十年二月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

家庭教育センターの設置に関する質問主意書

〔別紙〕

衆議院議員山中吾郎君提出家庭教育センター

の設置に関する質問に対する答弁書

ご趣旨の点は重要と考へられるが、このような

家庭教育センターを全国の市町村に設置すること

は計りかねる問題が大きいので、今後じゅうぶんに

検討してまいりたい。

なお、家庭教育センター設置の趣旨としてあげ

られている家庭教育の相談については、市町村に

設置されている多くの公民館がこれを実施してい

るが、この点についていつそう推進したいと考へ

る。

両親等の教育能力の向上のための学級の開設に

ついては、すでに市町村の開設する家庭教育学級

に対して助成を行ない、家庭教育に関する学習の

機会拡充につとめている。

また、都道府県が行なう家庭教育研究集会に助

成して家庭教育ならびに家庭問題の研究を促進す

るとともに、文部省においては、指導者向けに家

庭教育資料を作成配布してその振興に資するほか

か、文部省や都道府県が行なう家庭教育研究集会

等の際あるいは公民館において、家庭教育資料を

展示して、家庭教育関係者、両親等の参考に供し

ている。

右答弁する。

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木一君提出出閣高梁線下の賃借に

関する質問に対する答弁書

衆議院議員栗原俊夫君提出河川区域の認定に関

する質問に対する答弁書

右の質問主意書提出する。

昭和四十年一月二十五日

提出者 鈴木 一

衆議院議長 船田 中殿

出閣高梁線下の賃借に関する質問主意書

一、東京府千代田区神田仲町一丁目五番地出閣高梁線

御茶の水秋葉原間神田旅籠町第三号高梁下二

〇坪三合六分につき、昭和三十九年十二月十八

日附答弁書によれば「(1)戦前の使用経過につい

ては出閣の書類焼失のため詳らかではないが、

九二青果荷受配給株式会社取締役社長松井繁夫

氏及び日産機械工業株式会社(後の日産産業株

式会社)取締役社長石井明氏の両名に使用承認

していた模様である。」「とあるが、貸付台帳

が管理部長伊藤長より、昭和三十七年十二月十

日、東京地方裁判所昭和三十三年(ワ)第五二四号

建物所有権移転登記抹消等事件につき、同裁判

所民事第三二二部提出され、同月十二日、同

裁判所書記官松尾貞氏が複写し、同月十二日、同

台帳には、九二青果荷受配給株式会社及び日産

機械工業株式会社に共同使用承認していた旨の

記載があるがいかん。

二、日産産業株式会社に戦後はじめて使用承認し

た年月日及び渡辺吉男氏との共同名義に変更し

た年月日はいつか。

また前記九二青果荷受配給株式会社を除外し

て日産産業株式会社にのみ使用承認した理由並

びにも同国鉄職員であつたといわれている渡辺

吉男氏との共同名義に変更を承認した理由。

三、前記答弁書によれば「戦災により建物が焼失

したため国鉄は他の使用承認者と同様に昭和二

十年八月七日に使用承認を取り消したもので、

これにより使用関係は消滅したものと解してい

る」とあるが、取消は関係者に通知をなしたの

か。国鉄は、当座の高梁下の使用関係の法律的

性質をどのように解しているのか。

右質問する。

昭和四十年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員鈴木一君提出出閣高梁線下の賃借に

関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木一君提出出閣高梁線下の賃

借に関する質問に対する答弁書

一、貸付台帳の記載からみて、(1)当初から共同

使用承認をしていた。(2)両者に区分して別個に

使用承認した。(3)記入順からみて九二青果荷受

配給株式会社に承認した後、日産機械工業株式

会社を追記して共同使用承認した。と三通りに

解釈できるが、原議が焼失してあるので明確は

期し得ないため、「両名に使用承認していた模

様」としたものである。

二、日産産業株式会社が取締役石井明氏に使用承認し

たのは昭和三十一年十一月二十六日付東京府事

第一一六二六号であり、日産産業株式会社が取締

役社長石井明と北区中十条二の十九渡辺吉男の

共同使用承認としたのは昭和三十三年二月三日

付け東京府第七九号である。

また、日産産業株式会社が取締役社長石井明氏に

使用承認した理由は、東京地方裁判所において

訴訟事件の結果、昭和三十一年十月二十九日調

停が成立し、同調停条件第三項の「国鉄は日産

産業株式会社に使用承認を考慮すること」に基

づき、日産産業株式会社が取締役社長石井明氏に

使用承認したものである。

なお、当時九二青果荷受配給株式会社からは

東京地方裁判所及び国鉄に対して何ら意思表

示がなされておらず、使用承認にあつたつて特

に、九二青果荷受配給株式会社を除外したもの

ではない。

日産産業株式会社が渡辺吉男の共同使用承認

に変更したことについては、日産産業株式会社に

使用承認した後、昭和三十三年三月衆議院決

算委員会において、国鉄の高梁下管理について

の決議もあり、国鉄としては、「高梁下使用に

関する暫定措置要綱」を定め、高梁下使用名義

人と高梁下建物所有者とを一致させる等の実態

に即した処理をすることとなり、本件高梁下に

ついて、日産産業株式会社が渡辺吉男の両名

昭和四十年二月十二日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

が建物所有を証する登記簿抄本を添附のうえ出願があり、前記処理方針にもそのので、共同使用承認をしたものである。

三 貸付原簿が焼失しているため、いかなる方法により通知したかについては明確を期し得ないが、貸付台帳に昭和二十年八月七日東施総二〇第四二六号をもつて使用承認取消しのむねの記載があるので、通常の通知方法によつて戦前の使用承認は取消したものと解している。

なお、隣接者の台帳記入事項も同一のものであるが、他地区については取消したことについて問題なく処理されており、東京地方裁判所における調停に際しても、同様の判断が下されたものと考へている。

また、当時の高地下は国有財産であり、国有財産法第一八条(旧法第四二条)に基づく行政行為による使用収益と解している。

河川区域の認定に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和四十年二月二日

提出者 栗原 俊夫

衆議院議長 船田 中殿

河川区域の認定に関する質問主意書

一 河川法第二条による河川区域の認定の行なわれた区域は、全国でなん区域あるか。

二 右認定された区域のうち、民有地を含む区域はなん区域あるか。

三 右民有地を含む河川区域に認定されたもののうち、民有地の登記抹消の行なわれていない区域はなん区域あるか。

四 民有地を含む河川区域に認定されたもののうち、いまだに登記抹消のできないものがあるのはいかなる理由によるか。理由別に整理して、それぞれその区域数を示してもらいたい。

五 関東一都六県の地区内において、民有地を含む河川区域の認定を行なつたもののうち、

(イ) 民有地たりしものの登記抹消の完了した区域の認定告示文を五例示されたい。

(ロ) 民有地にして河川区域の認定ありたりとしながら、いまだに登記抹消の行なわれていない区域の認定告示文を五例示されたい。

右質問する。

昭和四十年二月九日

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員 栗原俊夫君提出河川区域の認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 栗原俊夫君提出河川区域の認定に関する質問に対する答弁書

一 河川法第二条による河川区域の認定の行なわれた区域は六六〇である。

二 認定された河川区域のうち、民有地を含む区域は二二〇である。

三 二二〇の区域のうち、民有地の登記抹消の行なわれていない区域は九である。

四 登記抹消のできない理由は、河川法第二条の民有地を含む区域の認定は、戦前において行なわれたものであるため、基礎資料の消失等のため事務処理が困難であることによると思われる。

五 (イ) の認定告示文例は次のとおりである。
1 大正十年六月二十一日埼玉県告示第二二八号

河川法第二条第一項ニ依り荒川ノ支川ト認定シタル入間川筋 左岸埼玉県比企郡川島大字下伊草 落合橋以下荒川合流点ニ至ル間ノ河川区域ヲ左ノ通認定ス
一、大正九年四月埼玉県告示第一三二一號ヲ以テ縦覧ニ供シタル入間川河川台帳平面図ニ表示シタル青色実線ノ通
二 大正十二年三月九日埼玉県告示第八六号

河川法第二条第一項ニ依り荒川ノ支川ト認定シタル入間川筋 左岸埼玉県熊谷市大字飯能市大字大河原 岩根橋以下落合橋ニ至ル間ノ河川ノ区域ヲ左ノ通認定ス
一、大正十一年十二月埼玉県告示第四四二號ヲ以テ縦覧ニ供シタル入間川河川台帳平面図ニ表示シタル青色実線ノ通
3 大正十四年三月三十一日埼玉県告示第一〇四号

内務大臣ノ認可ヲ受ケ河川法第二条第一項ニ依り荒川ノ支川ト認定シタル左記河川ニ付河川区域ヲ大正十二年十月埼玉県告示第三六五号ヲ以テ縦覧ニ供シタル越辺川、高麗川及都

幾川河川台帳平面図ニ表示シタル青色実線ノ通認定ス
一、越辺川 左岸 埼玉県入間郡坂戸町大字新ヶ谷 右岸 同 郡同 町大字上吉田 高麗川合流点以下入間川合流点ニ至ル
二、高麗川 左岸 埼玉県入間郡大字中里 右岸 同 郡同 大字栗生
三、中里堰以下越辺川合流点ニ至ル
一、都幾川 左岸 埼玉県東松山市大字石橋字根津一五三番ノ二 地先以下越辺川合流点ニ至ル
二、大正十二年十二月二十一日埼玉県告示第四二〇号

河川法第二条第一項ニ依り利根川ノ支川ト認定シタル鳥川筋、見玉郡上里村大字見沙吐、群馬県以下利根川合流点ニ至ル間及神流川筋、見玉郡若泉村大字下附久原三波川合流点以下鳥川合流点ニ至ル間ノ河川ノ区域ヲ左ノ通認定ス
一、大正十二年六月埼玉県告示第二二七号ヲ以テ縦覧ニ供シタル鳥川及神流川河川台帳平面図ニ表示シタル青色実線ノ通
5 昭和十三年三月十八日埼玉県告示第一六〇号

中川筋河川区域ヲ左ノ通認定ス
起点 左岸 埼玉県北葛飾郡栗橋町大字高柳 右岸 同 県北葛飾郡栗橋町大字川口字古河一六七五の一番 地先ノ東京郡界ニ至ル間ノ実地ニ建設セル青色杭連結線内トス
(ロ) の認定告示文例は次のとおりである。
昭和十一年四月二十一日群馬県告示第二一〇号

鳥川筋 左岸 碓氷川合流点以下佐波郡之根村利根川合流点ニ至ル間ノ河川区域ヲ左ノ通認定ス
一、左岸ニ建設セル川敷杭一號乃至三〇二號見通線及
右岸ニ建設セル川敷杭一號乃至二二二號見通線内ノ土地
右答弁する。

昭和三十九年度米穀についての所得税の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的
一 本案は、事前充渡申込による米穀の集荷促進をはかるため、政府に対し事前充渡申込制度に基づいて昭和三十九年度米穀を売り渡した者の同年分の所得税について、その充渡しの時期に応じ、玄米換算一五〇キログラム当たり一、七〇〇円ないし一、一〇〇円を非課税とする措置を講じようとするものである。

なお、本案については、参議院において、題名を「昭和三十九年度米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案」に改めるとともに右の臨時特例を農業生産法人の法人税についても適用する旨の修正が行なわれた。なお、本特例による昭和三十九年度の減収見込額は約八億円である。

議案の可決理由
事前充渡申込制度の円滑な実施に資するため措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和四十年二月十日

大蔵委員長 吉田 重延
衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員 栗原俊夫君提出河川区域の認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員 栗原俊夫君提出河川区域の認定に関する質問に対する答弁書

一 河川法第二条による河川区域の認定の行なわれた区域は、全国でなん区域あるか。

二 右認定された区域のうち、民有地を含む区域はなん区域あるか。

三 右民有地を含む河川区域に認定されたもののうち、民有地の登記抹消の行なわれていない区域はなん区域あるか。

四 民有地を含む河川区域に認定されたもののうち、いまだに登記抹消のできないものがあるのはいかなる理由によるか。理由別に整理して、それぞれその区域数を示してもらいたい。

五 関東一都六県の地区内において、民有地を含む河川区域の認定を行なつたもののうち、

(イ) 民有地たりしものの登記抹消の完了した区域の認定告示文を五例示されたい。

(ロ) 民有地にして河川区域の認定ありたりとしながら、いまだに登記抹消の行なわれていない区域の認定告示文を五例示されたい。

右質問する。

定価 一部 二十五円

(ただし、長崎県は三十円)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二(ナ)